



ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)

特集

- 1 クレジットカードの
リボルビング払いと分割払い
- 2 令和3年度 消費生活相談の受付状況
- 3 最近の相談事例
- 4 家庭用マスクと粒子の大きさ
- 5 消費者センター開催講座のご案内

契約したクレジットカードにはリボルビング払い・分割払いという、毎月の支払い額を少なくする機能があります。その機能について考えてみましょう。

港区立消費者センター

消費生活相談専用電話

TEL 03-3456-6827

〈相談日時〉

月曜～金曜（電話・来所）、土曜（電話のみ）※祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後4時まで

代表電話 **TEL 03-3456-4159**



港区ホームページ
QRコード

詳しくは
ホームページを
チェック！
こちら 



※消費生活相談をご利用の方は、まずはお電話ください

1 クレジットカードのリボルビング払いと分割払い

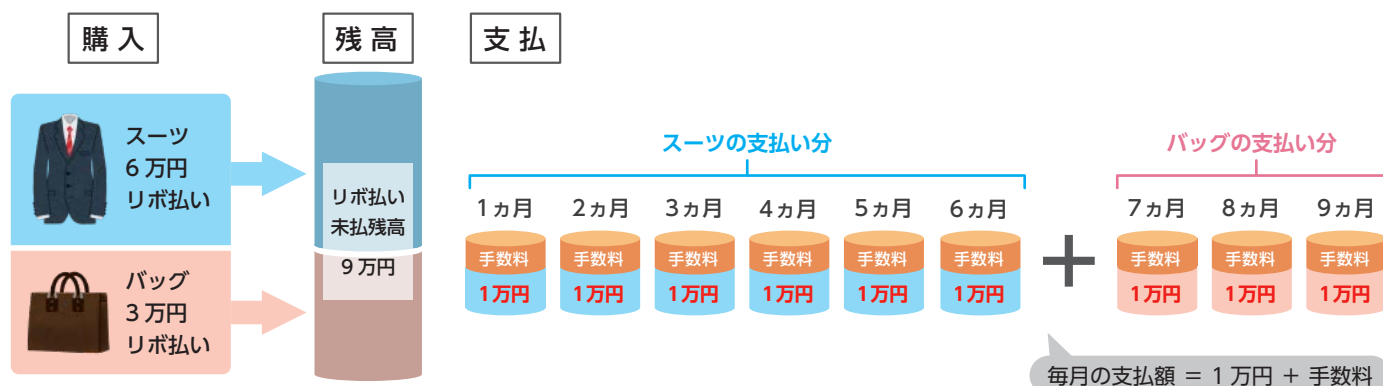
1. リボルビング払い（以下リボ払い）と分割払いの違い

A店で6万円のスーツとB店で3万円のバッグを購入した場合のリボ払いと分割払いの違いを考えてみましょう。

(1) 支払い方法の違い

<毎月の支払いが1万円となるリボ払いを設定した場合>

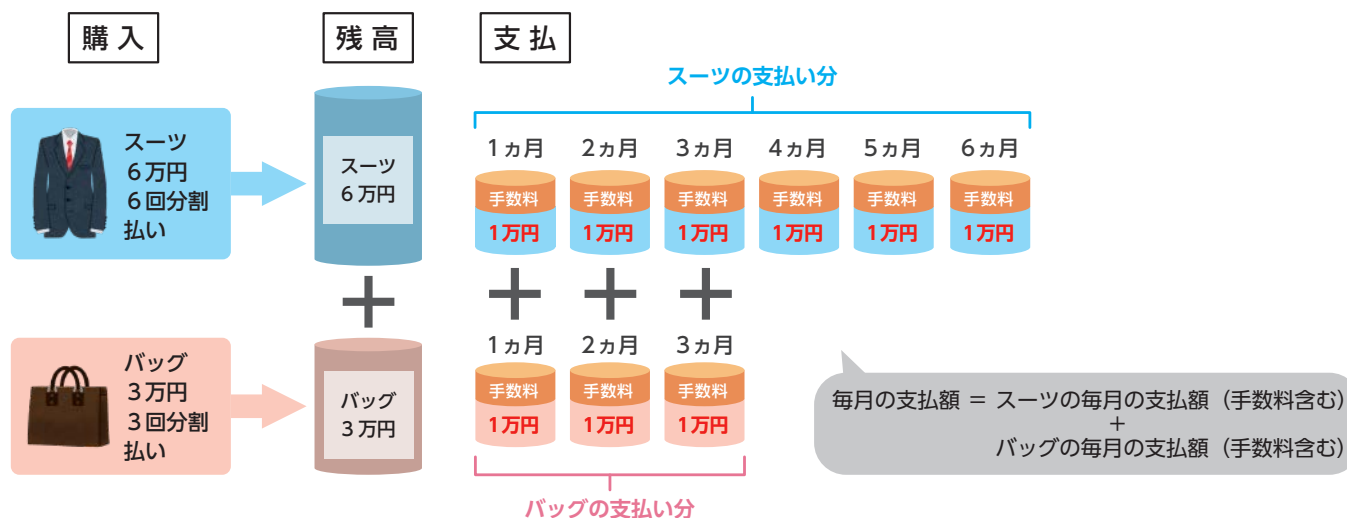
リボ払いの支払いイメージ（例：毎月1万円の支払いの設定）



リボ払いでは、スーツとバッグをそれぞれ購入しても、毎月の支払いは、あらかじめ設定した一定額（この例では1万円）にスーツとバッグの合計の未払残高に対する手数料を支払うので、毎月ほぼ一定の支払額となります。

<スーツ・バッグ各々の支払いが毎月約1万円となる分割回数を選択した分割払いの場合>

分割払いの支払いイメージ（例：スーツ、バッグ各1万円の分割払い）



現金価格と支払回数に応じた手数料を合計し、指定した回数で均等に分割（1回目あるいは最終回で端数を調整）した金額を支払います。スーツとバッグをそれぞれ分割払いにした場合は、毎月の支払額はスーツの分割支払額とバッグの分割支払額の合計となります。

(2) 手数料の違い

A店でスーツ6万円、B店でバッグ3万円を購入した場合、リボ払いと分割払いで比較

【リボ払い】

商品	購入金額(元金)	毎月の支払設定額	実質年率
スーツ	60,000円	10,000円	15%
バッグ	30,000円		
合計	90,000円		

未払残高	元金分支払	手数料	支払総額	毎月の支払額
スーツ + バッグ	90,000円 1万円×9回	4,484円	94,484円	毎月の支払いは、設定した毎月の支払額(1万円)とスーツ価格とバッグの価格を加えた合計の未払残高に対する実質年率15%の手数料

※一般財団法人日本クレジットカード協会のホームページでシミュレーションを実施し、算出。

【分割払い】

商品	購入金額(元金)	毎月支払額(元金分)	実質年率
スーツ	60,000円	10,000円	15%
バッグ	30,000円	10,000円	15%
合計	90,000円	20,000円	-

未払残高	元金分支払	手数料	支払総額	毎月の支払額
スーツ	60,000円 1万円×6回	2,652円	62,652円	スーツの価格に実質年率15%の手数料を加えて6回均等分割した金額(※)
バッグ	30,000円 1万円×3回	753円	30,753円	バッグの価格に実質年率15%の手数料を加えて3回均等分割した金額(※)
合計	90,000円	3,405円	93,405円	スーツの毎月支払額+バッグの毎月支払額

※一般財団法人日本クレジットカード協会のホームページでシミュレーションを実施し、算出。

※端数の金額は1回目で調整

同じ手数料率(実質年率)でも、リボ払いでは支払期間が長くなります。上の例では、リボ払の手数料は4,484円となり、分割払い3,405円に比べて多くなります。

2. リボ払い・分割払いを利用する前に確認しましょう

- (1) リボ払い・分割払いは毎月の支払額が少なくなりますが、長期間にわたるため、ご自身の収入と支払のバランスを見て、しっかり計画を立ててから利用しましょう。
- (2) リボ払い・分割払いを利用する前にクレジットカードの会員規約で以下の項目について確認しましょう。

①手数料

購入額に加えて、手数料がかかります。手数料率(実質年率)、計算方法などを確認しましょう。

②利用可能枠

ご自身の各利用可能枠を超えた利用は、翌月1回払いとなります。毎月の利用明細などで確認しましょう。

③期限の利益喪失

支払い遅延が発生し、会員資格を喪失するなどした場合、支払期日が到達していない残高が一括で請求されることがあり、これを期限の利益喪失といいます。そうならないよう十分注意しましょう。

④支払い停止の抗弁

購入した商品等でカード利用の店舗とトラブルが生じた時、割賦販売法の適用範囲内で、トラブルが解決するまでカードの支払いを停止できることがあります。

3. 毎月の利用明細を確認しましょう

リボ払い・分割払いを利用した時はもちろん、毎月、クレジットカード会社から発行される利用明細を確認しましょう。もし、疑問や不明点等があれば、すぐにカード会社に問い合わせてください。

240-0000
神奈川県横浜市00000
麻生 昌弘 様

お支払日
2015年5月0日(O)

お支払額合計
25,940円

カードご利用可能枠
ショッピング 50万円
内 割賦枠 30万円
内 リボ払い 30万円
キャッシング 30万円

カード種類 一般
カード名称 JCAカード
カード番号 4567-****-****-6789

ご利用年月日
15 04 08
15 04 10
15 04 12
15 04 14

ご利用場所
JCA電気
JCA百貨店
JCAストア
JCAブック

ご利用額
50,000
30,000
3,000
2,000

支払区分
リボ払
分割払(3)
1回払
1回払

今回お支払額
(内手数料・利息)
10,863
(863)
10,200
(200)
3,000
2,000

番号
3

ご利用合計
85,000

お支払額合計
25,940

2015年0月0日

JCAカード株式会社
東京都中央区日本橋000000
お問い合わせ先
TEL.03-0000-1234

金融機関
〇〇銀行

支店
〇〇支店

科目
普通

口座番号
1234*****

リボ払い・キャッシングのお支払い明細

〇月〇日現在 (今回の締切日)

リボ払い

キャッシング

① 前回お支払後元金残高

20,000

0

② 新規ご利用額

50,000

0

③ 臨時元金返済額

0

0

今回のお支払額

10,863

0

④ 内元金

10,000

0

内手数料・利息

863

0

今回お支払後残高
(①+②-③-④)

60,000

0

ご利用枠

300,000

300,000

手数料・利率 (実質年率)

15.00%

18.00%

お支払いコース

残高スライド方式

元利定額

毎月お支払額

下記参照

10,000

リボ払いの毎月のお支払額

毎月締切時点での
ご利用お支払額

10万円以下

10万円を超えて
20万円まで

以降残高10万円
増額毎に

毎月のお支払額

1万円

2万円

1万円増加

分割・2回払い・ボーナス払いのお支払明細

お支払月

お支払予定額

お支払残高

お支払月

お支払予定額

お支払残高

5

10,200

20,400

6

10,200

10,200

7

10,200

0

支払回数 3回 5回 6回 10回 12回 15回 18回 20回 24回

支払回数 3ヵ月 5ヵ月 6ヵ月 10ヵ月 12ヵ月 15ヵ月 18ヵ月 20ヵ月 24ヵ月

手数料率 (実質年率) 12.00% 13.25% 13.75% 14.25% 14.75% 15.00%

出典：一般財団法人日本クレジット協会の「利用明細の確認について」
https://www.j-credit.or.jp/customer/attention/account_statement.html

確認のポイント

①支払日と支払金額

支払い遅延に注意しましょう。

②カード利用可能枠

カード利用総枠とリボなどの機能ごとの枠があります。

③請求の明細

利用の日付、お店などの内容の他、支払方法等を確認。

④リボ払いの明細

支払金額のほか、手数料率、支払コース等を確認。

⑤今回支払後のリボ払い残高

支払期日の来ていない未払の残高。ご自身の状況が把握できます。

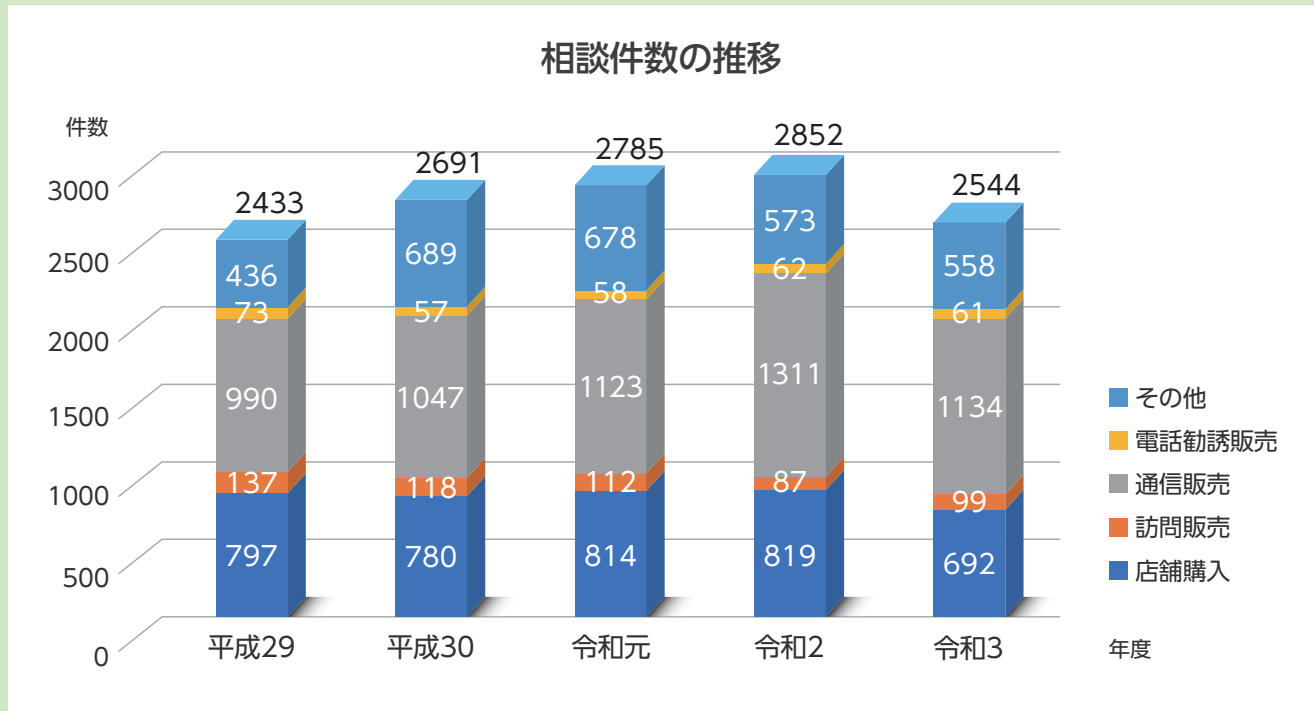
⑥分割払いの明細

支払予定額、残高等によりご自身の状況を把握できます。

※上記の詳細は一般財団法人日本クレジット協会のホームページをご参照ください。

何かお困りのことがあれば、早めに消費者センターへ相談しましょう。

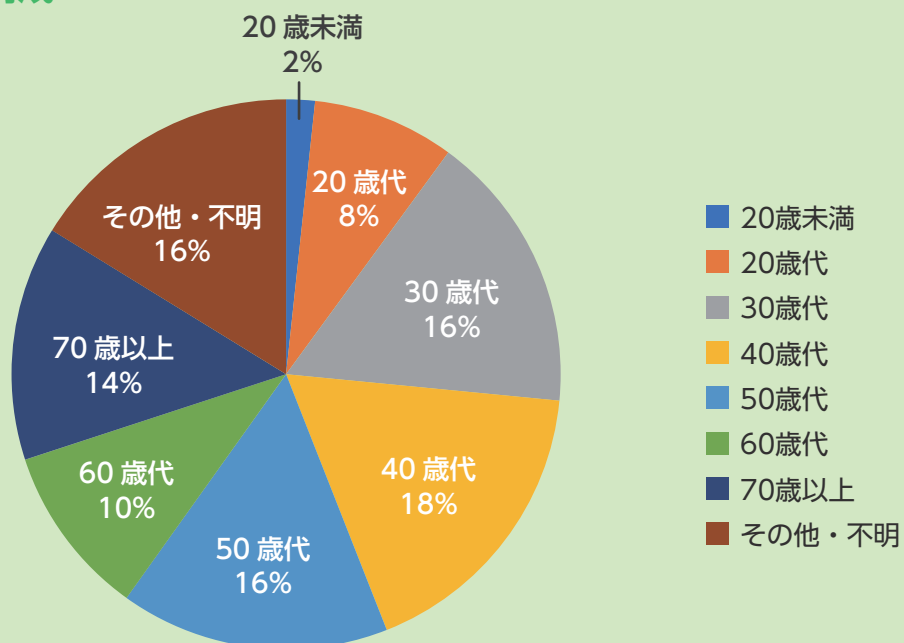
①相談件数 2,544件



②商品・役務別相談件数上位5位

	商品・役務名	件数	主な内容
1	レンタル・リース・貸借	216	賃貸マンション・アパート、レンタカー
2	商品一般	181	不審な電話・メール、フィッシングメール
3	化粧品	123	シャンプー、美容液、ファンデーション
4	役務その他	118	質問サイト、結婚相談所、不用品回収
5	教室・講座	86	パーソナルジム、ホットヨガ、ヨガ教室

③契約当事者の年齢別構成



3 最近の相談事例

※相談事例は参考例であり、同様のトラブルでも個々の契約の状況により異なる場合があります。
少しでも不安な場合は、消費者センターにご相談ください。

1. 相談内容

インターネットの質問サイトを1回500円だと思い利用したが、最近、クレジットカードから毎月5,000円引き落とされていたことが判明した。最初の1回しか利用していないので、それ以外は返金してほしい。

助言と結果

相談者に契約申込み時のメールなどは残っていないかと尋ねたところ、すべて削除していて確認できないとの回答でした。そこで、事業者にお問い合わせ、契約申込み時のメールなどを再度送ってもらい、申込み時の利用規約などの内容を確認のうえ、自主交渉するよう助言しました。

基本的には、当該規約などに同意しての申込みであり、その内容に縛られることになり、返金は難しいと思われましたが、後日、相談者より「自主交渉の結果、一部が返金された。」と報告がありました。

2. 相談内容

インターネット通販で化粧品を定期購入し、商品が数回届いたが、高額なのでやめたいと思い、業者に何度も解約の電話をした。毎回通話中でなかなか繋がらないが、どうしたらよいのでしょうか？

助言と結果

相談者に規約を確認してもらい、解約の方法は、次回商品発送予定日の1週間前までに電話で解約の旨を伝えることと判明しました。業者に電話が繋がらないということなので、メールで業者に解約通知を出し、併せて電話もかけ続けること、それでも業者から連絡がなければ、はがきで解約通知を簡易書留で出すようにと助言しました。後日、相談者より、業者と電話が繋がり、「無事解約できた。その旨のメールも業者から送信された。」と報告がありました。



トラブル防止のポイント

①通信販売にはクーリング・オフは適用されません

契約前に、支払総額がいくらになるか、解約・返品
の条件や方法、定期購入かどうかなど、よく確認
しましょう。

②定期購入に注意

1回だけのつもりが「定期購入」が条件となっ
ている契約があります。

解約しようとしても電話が繋がらない、または
解約方法がメッセージアプリに限定されているなど、
解約手続きがうまくできない場合があります。

③販売サイトの「最終確認画面」の確認と記録を 取りましょう

販売業者等は、販売サイトの「最終確認画面」
において、顧客が「注文確定」の直前段階で、
分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・
提供時期、申込期間(期限のある場合)、申込み
の撤回、解除に関することなどの契約の申込み
の内容を簡単に最終確認できるように表示する
ことを義務付けています。

販売サイトや申込画面、特に「最終確認画面」
のスクリーンショットを撮るなどして、契約内容
を記録しておきましょう。

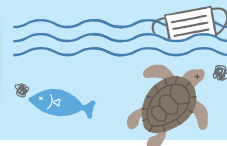
4 家庭用マスクと粒子の大きさ(イメージ)

商品テスト指導員発
みな得情報

※写真は一例

3種類の家庭用マスクの主な素材を調べ、拡大写真を撮影して花粉(モデル)を配置、飛沫やPM2.5、ウイルスの大きさをモデル化して比較してみました。

マスクのポイ捨て禁止！
海洋プラスチック汚染にも繋がります



素材: ポリプロピレン



不織布マスク

素材: ポリエチレン、
ナイロン、綿等

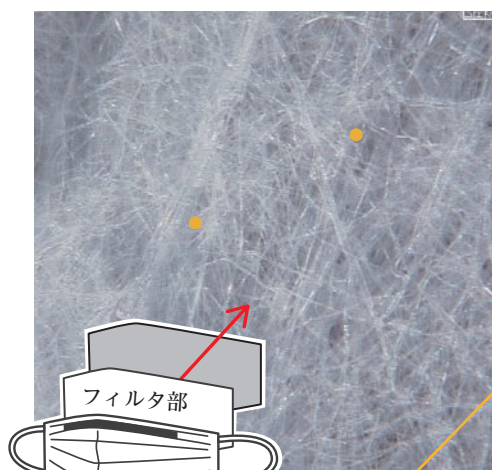


布マスク

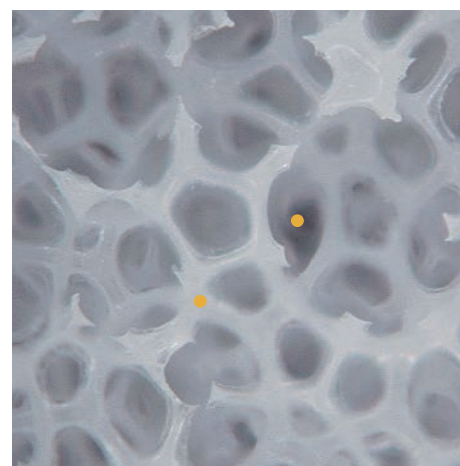
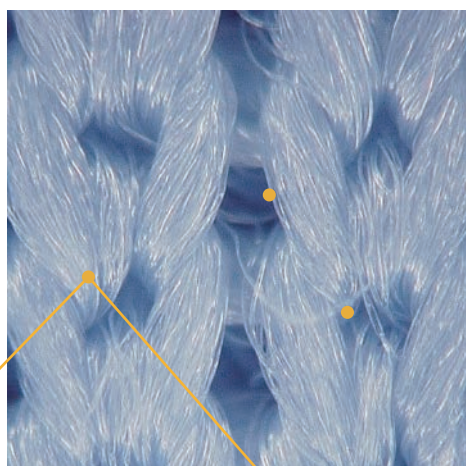
素材: ポリウレタン



ウレタンマスク



プリーツタイプ
不織布マスクの構造



1 mm = 1000 μm

花粉 30 ~ 40 μm

飛沫
10 μm

飛沫
5 μm

PM2.5
2.5 μm以下

ウイルス
0.1 μm

マイクロ飛沫
5 μm未満

細菌
1.0 μm

飛沫は 1 μm ~ 1 mm 程度まで幅広く分布

エアロゾル感染模式図



お役立ち情報

エアロゾル(マイクロ飛沫)感染に注意

新型コロナウイルスの主要感染経路は、飛沫・エアロゾル(飛沫より更に小さな水分を含んだ状態の粒子)の吸入と考えられ、エアロゾルは1mを超えて空気中にとどまりうることから、換気不十分な環境などでは、感染が拡大するリスクがあります※。エアロゾルはマスクを通り抜けやすいため、人が集まる空間で特に大きな発声がある場合は、室温を18~28℃に保ちつつ、空気の流れを意識した効果的**換気**を心がけましょう。

※新型コロナウイルス感染症診療の手引き第8版参照

屋外・屋内でのマスク(原則)

屋外 近距離で会話するとき以外は不要。

屋内 人との距離が確保できて、かつ
会話がほとんどない場合は不要。

参照: 厚生労働省「屋外・屋内でのマスク着用について」



「99%カット」などマスクのフィルタ性能

フィルタ部の捕集効率試験の評価結果であって、着用時のマスクの性能を表すものではありません。

港区消費者センター 開催講座のご案内

◎講座・教室は内容の変更、延期または中止する場合があります。

令和4年度 消費者教養講座（応用講座）			
日程	場所・時間	テーマ	講師
12月7日(水)	消費者センター 13:30～15:30 ※動画配信による受講もご利用いただけます。 詳しくは、お問い合わせください。	健康食品・サプリメントとの付き合い方	(一財)日本消費者協会派遣講師
12月14日(水)		どうすりゃいいの？住まいのトラブル～住宅修理・住宅設備、家電等～	
12月21日(水)		あなたもできる高齢者見守り	
1月11日(水)		SDGsってナニ？	
1月18日(水)		美容関連トラブル～現状と対策～	
1月25日(水)		くらしのお金の話	

※消費者教養講座の詳細につきましては、「港区ホームページ」をご覧ください。

消費者教室			
日程	場所・時間	講座名	講師
12月12日(月)	消費者センター 13:30～15:00	第2回 子ども消費者教室 お金ってなあに？使い方を考えよう！	東京都金融広報委員会 アドバイザー 土生 恵子 氏
12月24日(土)		第3回 子ども消費者教室 お金ってなあに？使い方を考えよう！	

※第2回、第3回の講座の内容は同じです。

消費者教室の詳細につきましては、「11月21日 広報みなと」または「港区ホームページ」をご覧ください。

SNSで誘われて…もしかして悪質商法かも！

だまされたかも

マルチ商法
マルチまがい商法

架空請求
不当請求

アポイントメント
セールス

オニサキだもん

あやしいと思ったら、すぐに相談。

消費者ホットライン 188 東京都消費生活総合センター 03-3235-1155